旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項(平成16年4月1日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。 改正後 現行 (略) (略) (庶務) (庶務) 第10 外国人研究者の受入れに関する庶務は、関係各課の協力を得 第10 外国人研究者の受入れに関する庶務は、研究支援課の協力を得 て,総務課において処理する。 て, 国際企画室において処理する。 (雑則) (雑則) 第11 この要項に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関しめ 第11 この要項に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必 要な事項は、別に定めるものとする。 要な事項は、別に定めるものとする。 附則 この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用 する。 別紙様式第1(第5条第1項関係)(略) 別紙様式第1(第5条第1項関係)(略) 別紙様式第2(第5条第3項関係) 別紙様式第2(第5条第3項関係)(略) (略) 別紙様式第3(第7条第2項関係)(略) 別紙様式第3(第7条第2項関係)(略) 【改正理由】 (略) 令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うもので ある。